

平成24年11月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	1
総務教育常任委員会.....	7
福祉生活病院常任委員会.....	1 1
企画県土警察常任委員会.....	3 3

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 24年－ 30 (24. 11. 26)	教 育	教職員を増やし30人以下学級実現を政府に働きかけることについて	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	
総 24年－ 31 (24. 11. 26)	教 育	現行の30人学級を維持しその拡大を求めることについて	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	
総 24年－ 32 (24. 11. 26)	教 育	公立・私立とも就学支援金制度の拡充を求めることについて	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	
総 24年－ 33 (24. 11. 26)	教 育	高校での就学援助制度の創設について	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 24年ー 21 (24.10.17)	福祉保健	保育士養成のあり方について	鳥取県立保育専門学院同窓会	
福 24年ー 22 (24.10.30)	福祉保健	鳥取県中部地域への看護大学設置について	看護大学の中部地区誘致を推進する会	
福 24年ー 23 (24.10.30)	福祉保健	看護大学の設置について	社団法人 鳥取県看護協会	
福 24年ー 24 (24.11.13)	生活環境	集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期創設を求 める意見書の提出について	鳥取県生活協同組合連合会	
福 24年ー 27 (24.11.26)	生活環境	湖山池高塩分化事業の中止と見直しについて	鳥取市 個人	
福 24年ー 28 (24.11.26)	福祉保健	保育所・認定こども園基準の条例化について	公的保育制度を守り豊かな保育を求める鳥 取県実行委員会 外	
福 24年ー 29 (24.11.26)	福祉保健	妊婦健診とヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防3 ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を国に求め る意見書の提出について	新日本婦人の会鳥取県本部	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

企画県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
企 24年ー 25 (24.11.22)	警 察	八橋警察署御来屋駐在所の建替えについて	大山町のぞみ区	
企 24年ー 26 (24.11.22)	県土整備	総合評価落札方式の見直し案について	社団法人 鳥取県建設業協会	
企 24年ー 32 (24.11.26)	企 画	公立・私立とも就学支援金制度の拡充を求めることについて	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	
企 24年ー 34 (24.11.26)	企 画	私立高校の授業料助成制度の創設について	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 30 (24. 11.26)	教 育	教職員を増やし30人以下学級実現を政府に働きかけることについて ▶陳情趣旨 一人ひとりの子どもたちへゆきとどいた教育を実現することは、子ども、父母、教職員をはじめとするすべての県民の共通の願いである。 ところが、依然として学校現場では、不登校やいじめなど深刻な状況が続いている。 このような状況を変え、子どもたちに確かな学力を保障し、心身ともに健やかに育つ環境を整えるために、特に、30 人以下の少人数学級は、有効な教育条件である。なぜなら、ゆとりのある教室空間とそこから生まれるよい人間関係(児童対児童、児童対教師) やどの子にもゆきとどいた指導を保障することができるからである。 しかし、政府は、30 人以下学級は世界の常識であるにもかかわらず、長い間、少人数学級の教育効果を認めることなく学級編制基準の見直しを放置してきた。それが、2011 年度より31 年ぶりにようやく学級編制基準の見直し(35 人学級)が行なわれ、小学校1 年生から順次実施されることになった。学級編制基準の見直しは一步前進とはいえ、これではあまりに悠長な改善である。教育効果のある事業は、早く思い切った施策を講ずるべきである。 ▶陳情事項 次の点について要望する 教職員を増やし、小・中・高すべての学校で、30 人以下学級を直ちに実現するよう政府に働きかけること。	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外 1, 2 5 2 名	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

24 年－ 31 (24. 11.26)	教 育	現行の30人学級を維持しその拡大を求めることについて ▶陳情趣旨 国が少人数学級に踏み込まない中、学級編制基準の要件緩和により、全国の自治体では 21 世紀当初から少人数学級を実施するところが出てきた。 鳥取県においては、当時の片山知事の英断によって、2002 年度から 30 人学級が小学校 1・2 年生で導入された。その後の県教育委員会の調査によると、少人数学級は教職員や保護者から高く評価され、その効果が実証されている。そして、今や小学校 1・2 年生、中学校 1 年生における少人数学級は完全に定着したといっても過言ではない。 国は、昨年度 1 年生のみ 35 人学級にし、以後、学年進行で 9 年間かけて少人数学級を実施する計画である。これではあまりに遅々たる改善である。イギリスは初等学校 1～2 年生で 30 人学級、ロシアは初等・中等学校で 25 人学級、ドイツは 4 年生まで 24 人学級、アメリカは 3 年生まで 24 人学級と、世界の趨勢は 30 人以下学級である。 鳥取県では、従来通り今年度も小学 1・2 年生は 30 人学級を維持しており評価できる。さらに、これを他の学年へ拡大していくことは本県の教育をより発展させることになり、保護者・教職員に限らず広く県民から歓迎されると確信する。 ▶陳情事項 次の点について要望する。 県独自で小・中学校とも現行の少人数学級を維持し、国の制度を待たず前倒しで少人数学級を拡大すること。	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外 1, 252 名	
-------------------------	-----	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

24 年－ 32 (24. 11.26)	教 育 関連陳情 企 画 24 年－ 32	公立・私立とも就学支援金制度の拡充を求めることについて ▶陳情趣旨 2010 年度から始められた「高校無償化」は、憲法のいう「教育の機会均等の保障」を具現化するものとして、また、長年の父母・国民のねがいに応えた政策として大いに歓迎されるものである。高校教育は義務教育ではないものの、高等学校等の進学率は約 98 % に達し、国民的な教育機関になっており、今日では高校教育は実質的に義務教育に含まれるといっても過言ではなく、当然の施策とも言える。 高校教育の一翼を担う私立高校については「無償化」ではなく、就学支援金として、年収 250 万円（鳥取県では 350 万円）以下の低所得世帯の生徒については、237,600 円が助成されている。しかし、私立高校生が実際に支払う授業料（施設設備費含む）は、平均約 42 万 8 千円（2010 年度子どもの学習費調査）で、無償化と呼ぶにはあまりにも高額な授業料が残されている。 長引く不況による勤労者所得の減少によって、「子どもの貧困」が問題になり、とりわけ私立高校生の世帯にとっては高い授業料が家計を圧迫している。また、都道府県によっては公立高校の「留年生」「既卒者（再入学者）」から授業料を徴収している自治体がある。 ▶陳情事項 教育の機会均等の保障という観点から、下記事項について陳情する。 公立高校の授業料不徴収ならびに私学の就学支援金制度を拡充するよう国に働きかけること。	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外 1, 2 5 2 名
---------------------------------	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

24 年－ 33 (24. 11.26)	教 育	高校での就学援助制度の創設について ▶陳情趣旨 長引く不況によって県民の家計は苦しくなるばかりである。そのため、貧困と格差は一向に解消されず、むしろ深まっているという状況が生まれている。 そういう中で、授業料を除く高校に必要な教育費は、生徒納付金をはじめ制服代、教材費、部活費用、通学費など年間 24 万円～ 66 万円（文科省調査 平成 20 年度版）にもなり、日本は世界一の高学費と言われている。とりわけ高校生を持つ低所得世帯にとっては、学校教育費が家計に重くのしかかっている。そのため、そうした家庭の生徒はアルバイトをして家計を助けたり、中には学業を断念して中途退学を余儀なくされたりする生徒も出てきている。親の所得によって教育に格差が生まれたり、学業を断念したりすることは、教育の機会均等の精神からあってはならないことである。 2010 年度から高校授業料の無償化によって、一般的には多少負担が減ったとはいえ、授業料の減免措置を受けていた世帯にとっては恩恵があまりないとも言える。 ▶陳情事項 授業料無償化に伴って県の財政支出が減った分を低所得世帯に有効活用するため、下記事項について要望する。 高校生を対象にした就学援助制度を創設すること。	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会	外 1, 252 名
-------------------------	-----	---	-------------------	------------

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年－ 21 (24. 10.17)	福祉保健	保育士養成のあり方について ▶理由 1 低所得家庭学生の就学機会を奪わないでほしい ・保育専門学院と鳥取短期大学との経費差額の面については、明らかに見えない差額が生じている。保育専門学院の経費はほぼ最大値の額であり、鳥取短期大学の経費はミニマムの額である。これを減免対象学生や、幼稚園教諭免許を取得しない学生の立場から考えれば、経費差額は報告書以上の額であり、このような見えない額にも目を向けていただきたいと思います。 ・鳥取短期大学と一本化した場合、本来、保育専門学院に入学するであろう低所得家庭学生と、そうでない学生の線引きを本当に行うことができ、そのうえで、その様な学生に対する奨学金交付は確実にできるものなのだろうか。できないのであれば、その様な学生の就学機会が奪われる危険性が考えられる。 ・鳥取短期大学と一本化した場合、競合する養成校が無くなり、鳥取短期大学は自由に授業料の引き上げを行なうことが推測される。そうなれば、意欲がある学生であっても、低所得家庭ということで受験すらできないまま線引きをされ、その子ども達の就学機会を奪ってしまうことに繋がるのではないだろうか。 保育専門学院に通う学生については、知事もご存じのとおり、授業料を全額免除又は半額免除を受けている学生が在籍している。この減免対象学生から見れば、鳥取短期大学との経費差額は、全額免除学生で 102 万円、半額免除学生で 90 万円となる。また、これに、幼稚園教諭免許を取得しない学生で考えると、	鳥取県立保育専門学院同窓会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		全額免除学生で168万円、半額免除学生で156万円の差額が生じる。 これは、保育士養成のあり方検討会がまとめた報告書では見えてこない差額であり、この差額こそが金銭的格差でもあり、低所得家庭学生の就学機会を奪うものに繋がるのではないかと危惧している。 この様な金銭的格差で、夢を叶えようとしている子ども達の未来が奪われてしまうことは絶対にあってはならないことだと考えるとともに、今のこの格差社会を助長することに繋がることは避けなければならないことだと考える。 知事には、このような見えない額にも目を向けて頂き、これまで保育専門学院が果たしてきた意義を十分に踏まえた上で、金銭的格差の問題から就学機会が奪われる子ども達が今後出ないようにしていただきたいと思う。 また、競合する養成校が無くなれば、鳥取短期大学は、学費を自由に引き上げることができると推測される。これは当然の考えであり、競合校の無い場合の特権でもある。 この様なことが行われれば、入学してから何らかの新設制度で助けられても、入学する以前の段階で就学機会が奪われることに繋がる。 鳥取短期大学は期間限定ではなく、将来的に学費の引き上げを行わないと約束されるのだろうか。 2 保育専門学院を廃止し、鳥取短期大学と一本化をしないほしい ・保育士需要と供給については、数字上では、保育士数は確かに過剰している結果であるが、実際の保育現場は人材不足で、入所希望家庭の要望を十分に果たしていない現状がある。知事の言われる保育士資格を持ちながらも働かれていない方の掘り起こしは、本当にできるものなのだろうか。保育現場では古くからこの問題に直面し打開しようと既に頑張っているが、なかなかそれが出来ないのである。その結果が無資格者の雇用や、保育ニーズに十分に答えられないことに繋がり、		
--	--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		悪循環を生んでいるのである。保育専門学院を廃止し、養成数を削減してまで、鳥取短期大学と一本化することは本当に意義あるものなのだろうか。 ・子育て王国を掲げているにも関わらず、県直営の保育士養成を廃止することは、子育て王国と名乗るに相応しくない取り組みではないか。本県が掲げる子育て王国プランは、他県に先駆けた素晴らしい施策であると思う。県直営の保育士養成校の廃止が他県では進んでいるが、その施策のもととなる、未来ある子どもに携わる保育士を県が直営で育てることは、十分に意義のあることであり、まさに他県にはない子育て施策の柱になるものだと考える。 ・保育士養成校を取り巻く動向は、2年制の養成から4年制の養成への動きが見られる中、なぜ、あえて、2年制の鳥取短期大学との一本化を考えられるのだろうか。同じ2年制であるから、保育専門学院のハード面を強化すべく、河北中学校跡地に移転させ、充実を図る方が良いのではないだろうか。移転について、莫大な県費投入がされることで現実味の無い話であるのであれば、4年制の大学へ移行させることも視野に入れた具体的な施策の取り組みについて検討はできないものだろうか。 1) 保育士需要と供給の問題について 平成32年度までの保育士等必要数の将来推計については、少子化の影響を受け保育士等の必要数は減少し、保育士等の新規雇用必要数も減少すると結論づけてある。また、平成23年度までの保育士登録者数も約7千人であり、今後も登録者数が増加することから見れば、確かに将来的には保育士は過剰することになる。 しかしながら、現に保育所に勤務する職員の切実な声として、町村によっては、年度当初から保育士は不足しており、再三の有資格者雇用募集を行っても人材が集まらず、苦肉の策で無資格者を雇用している現状もある。 知事は答弁にて、保育士を辞められてOG・OBになった方々の再登用、再雇用も含めて保育士不足の解消を図ってい	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		く必要があると述べられているが、保育現場では既にそのようなことを考え、保育士募集を常々行っている。しかしながら、保育士が集まらないというのが現状である。 これは、今に始まった問題ではなく、保育現場では古くからある問題であり、それぞれの町村や保育所が保育士を必死になって探しているが、十分な確保ができてはいないのである。 この様な中で、一度保育士を辞められた方や、資格を持ちながらも保育現場では働かれていない方が、知事がお考えのように本当に保育所で働くということに繋げることができるのだろうか。具体的な保育士確保の施策が構築できるのだろうか。 また、国が進めようとしている今後の子育てシステムにおいては、保育士配置基準が今より手厚くされる動きがある。つまり、これが制度化された場合は、さらに保育士が不足するということになる。現在も保育士が不足している状況に加え、この様な国の動向が重なれば、保育士不足に拍車がかかることになる。 この保育士不足が現状としてある中、また、近い将来さらに保育士が不足する状況下において、本当に保育専門学院を廃止してもよいのだろうか。鳥取短期大学だけで、保育士不足の問題が解消されるのだろうか。 2) 本県が掲げる子育て王国について 保育専門学院を廃止して鳥取短期大学と一本化した場合、本県が掲げる安心して子育てができる子育て王国の観点から考えれば、県直営の保育士養成を廃止することは、子育て王国としての義務を県が自ら放棄するかのようにも考えられる。 知事は、平成 22 年 3 月に子育て王国とっとりプランを策定された際に、「すべての人が、子ども達の明るい未来を強く思い、それぞれの責任と役割を果たすことが重要」「次世代を担う子ども達を育成するためには、県民一人ひとりが子育てに関心を持って、地域全体で子育て・人育てをしていくことが大切です。」と述べておられる。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		ここで知事が述べられている「子ども」とは、保育所や幼稚園に通う子どもだけのことだろうか。そうではないと思う。保育士を夢見る高校生やそれに近い子どもも対象であると認識するが、県が責任を持って保育士を育てる、人を育てるということは、まさにこの子育て王国の趣旨であると考えます。 その中で、県が直営の保育士養成を廃止し、民間だけに任せるという方向性は、いささか矛盾しているのではないかと、子育て王国鳥取県と名乗ることに相応しくないのではないかと思います。 知事の「地域全体で子育て・人育て」の言葉を考えれば、保育士養成も県直営の保育士養成校と能力ある民間の保育士養成校とが競合し、切磋琢磨していくことこそが、良い人材を生み、人を育てるということになるのではないだろうか。 以前は、保育専門学院の学生と鳥取短期大学の学生で、子育てボランティアの一環として、倉吉市内で共同の子育てボランティアを行っていたということも聞いている。競合あつての共同でもあり、そこから生まれる他学生同士の手の取り合いは、切磋琢磨の関係であり、よい人材が育てられるものではないかと思う。 本県が掲げる子育て王国プランは、他県に先駆けた素晴らしい施策であると思う。県直営の保育士養成校の廃止が他県では進んでいるが、その施策のもとともなる、未来ある子どもに携わる保育士を県が直営で育てることは、十分に意義のあることであり、まさに他県にはない子育て施策の柱になるものだと考える。 3) 鳥取短期大学との一本化ではなく、4年制大学への移行を視野に入れた具体的な施策の取り組みについて 保育士に求められるニーズは、育児不安の保護者が増加している中、年々、幅広で大きなものへと変わってきている。その様な中で、保育士養成については、2年制から4年制化とする動きが見られる。 この様に、今の保育ニーズに的確に対応できる保育士を養	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		成することは、2年制では難しくなっている程、重要で大きな課題として保育士養成校に求められている。 しかしながら、2年制の養成校である保育専門学院は、手狭な校舎、思うような教室の設備の無さ等、ハード面で困難な問題点を抱えながらも、毎年、保育士を確実に県内に供給し、保育現場の第一線で卒業生は活躍している。 保育士養成校を取り巻くこのような動向から考えれば、今の保育専門学院の現状は、確かにニーズに応えづらい現状と言っても過言ではないかと思う。しかしこのことは、2年制の養成校でもある鳥取短期大学にも同様に言えることではないだろうか。 そうであるならば、保育専門学院の現状を少しでも打開する案として、河北中学校跡地に移転させ、ハード面の充実を図り、少しでもニーズに応えられる保育士養成を行うという施策は考えられないのだろうか。 確かに移転となれば、多額の県費が投入することは避けられないことであり、県の財政を圧迫させることも十分に考えられる。しかし、県直営で保育士を養成することは、先に述べたように価値のあるものであり、他県にはない、子育て施策の柱になるものであると考える。 もし、コストの面で保育専門学院を移転させることがどうしても不可能であるならば、短大ではなく4年制大学に吸収移行させることを視野に入れた具体的な施策は考えられないだろうか。 同窓会としては、今年度から県立化された環境大学に幼児教育コースを新設し、そちらに吸収移行させ、やはり県直営で保育士養成を今後も継続させてはどうかと考えている。 しかし、早々に環境大学に幼児教育コースを新設するということは、現実味の無い話でもあることも承知している。そうであるならば、環境大学での受け入れが可能になるまでの当面の間、保育専門学院をこのまま継続させ、県が責任を持って保育ニーズに応えられる保育士の養成を、今まで以上に取り組むことはできないものなのだろうか。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶要旨 先般の鳥取県9月議会において、保育専門学院の存廃問題が取り上げられたが、低所得家庭学生の就学機会の保障と鳥取短期大学との一本化について、下記のとおり陳情する。 1 低所得家庭学生の就学機会を奪わないでほしい 2 保育専門学院を廃止し、鳥取短期大学と一本化をしないでほしい		
24 年－ 22 (24. 10. 30)	福祉保健	鳥取県中部地域への看護大学設置について ▶陳情理由 近年、地域における高度化医療への対応や看護師不足への対策が大きな課題となっている。 現在県内の看護師の就業者は、今後必要とされる数より 300 人以上不足している状況にあると聞き及んでいる。この状況を補うための養成機関として倉吉総合看護専門学校などで定員増加といった対応がとられているそうであるが、依然として看護師不足の解消には至っていない状況である。 このような状況の下、鳥取県看護連盟は鳥取県中部へ4年制の看護大学設置を求め鳥取県知事、鳥取県議会議長並びに学校法人藤田学院に陳情書を提出された。 これを受けて、学校法人藤田学院は地域の保健、医療、福祉等に貢献できる人材育成のため、4年制の看護大学設置に向けた研究・検討を重ねるなど積極的な姿勢を示され、関係先へも協力を呼び掛けておられるところである。 保健、医療及び福祉に係る有能な若者を育成するこの計画に対して大きな期待が寄せられているところであるが、資金計画、実習機関及び教員の確保をはじめ様々な課題があると伺っている。 鳥取県中部地区の民間関係団体は、学校法人藤田学院の積極的な姿勢が示されていることもあり、併せて誘致実現による本県中部地区への様々な波及効果により地域振興が図られる観点から、去る9月12日に「看護大学の中部地区誘致を推進する	看護大学の中部地区誘致を推進する会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		会」を設立したところである。中部地区の1市4町、鳥取中部ふるさと広域連合及び医療関係団体等とも連携を図り、学校法人藤田学院が取り組むこれからの課題の解決について協力していく所存である。 ▶陳情事項 地域における高度化医療への対応を進め看護師不足を解消するため、及び活力溢れる鳥取県中部地域を創出するために、下記の事項について特段のご配慮を賜るよう強くお願い申し上げます。 1 学校法人藤田学院が検討されている鳥取県中部地域での看護大学設置について、財政支援を含めその実現のために必要な各種支援策を講じること。		
24年－23 (24. 10. 30)	福祉保健	看護大学の設置について ▶陳情理由 鳥取県内の看護職確保対策として、「看護職の育成」「看護職への進路相談」「看護職の離職防止対策」「看護職の定着促進対策」「看護職のPR活動」など、一体となった対策が重要であると考えます。 1 この対策の一つである「看護職の育成」として、次の基本姿勢を持った看護大学が必要であると考えます。 (1)「4年制の大学」 現在の専門学校では、高度・先進医療や複雑な疾病構造を習得するには、限界があり不十分であると考えます。 (2)「男女共学の大学」 看護学を「学」と認識させ、看護職を男女平等の職業であると認識させることにより、発展的・創造的な職業として位置づけたい。 (3)「看護の質の向上を目指す大学」 高齢化社会に対する医療制度の変化に対応する為に、チーム医療の推進が必要であり、その中で看護職は的確	社団法人 鳥取県看護協会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		な判断と主体的な行動が期待される「キーパーソン」の役割を担っている。また、在宅・訪問看護等、地域活動においては、各医療機関等と連携を持ち企画調整能力が必要とされているなど、看護の質の向上は、人々の健康を守るためにも安全で質の高い医療の提供をもたらすと考える。 (4)「県内の人材確保及び県外流出阻止を目指す大学」 専門性の高い・特徴のある「看護大学」を有し、優秀な人材を養成することにより、鳥取県の医療・看護の質の向上につながる。 このことにより、県内の人材確保につながり、県外流出阻止に寄与すると考える。 2 具体的には、次の要件を持った看護大学が必要 (1)《地域貢献する人材を育成する大学を目指す》 ①4年制の大学 ②男・女共学の大学 ③専門学科として、「地域医療・看護」「在宅看護」「災害看護」等 特徴ある学科の創設 ④通信教育制度の導入 ⑤奨学金制度の充実（例：自治医科大学大学生への奨学金制度等の導入） ⑥入学時における「県内学生枠」「社会人枠」の制度 ⑦実習施設の充実・既存実習施設との連携 ⑧実習指導体制の整備 ⑨進路指導体制の充実 *就職先（病院・施設等）との連携 (2)《専門性の高い・特徴のある大学を目指す》 ①「認定看護師」の養成機関としての大学 ②国内外の他大学との「留学制度」を有する大学 ③「専門看護師」「認定看護管理者」「特定看護師」（仮称）等の養成機関としての大学院制度を導入	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 「地域に貢献する人材の育成」及び「専門性の高い人材の育成」を目的とした看護大学の設置について陳情する。		
24 年－ 24 (24. 11. 13)	生活環境	集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の早期創設を求める意見書の提出について ▶理由 今般、消費者庁ならびに消費者委員会では、消費者被害の救済が困難な場合が多い実情をふまえ、集团的消費者被害救済制度の検討をすすめてきた。その一環として、「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度」（特定適格消費者団体が消費者に代わって損害金等の請求訴訟を提起することができる制度。以下、「新訴訟制度」と言う。）について、消費者庁での法案化の作業がすすめられている。 新訴訟制度は、以下のような点から、消費者被害救済を適切に救済しうる制度と評価しているところである。 1. 消費者被害救済の現状 (1) 消費者が事業者とのトラブルにあった際は、みずから事業者と交渉するか、消費生活センターに相談して、事業者との間に入ってもらい解決を目指す。事業者との合意が整えば解決する。 (2) 事業者が交渉に応じない等の場合、訴訟で解決を目指すことになる。 2. 現在の諸訴訟制度は、消費者が活用するのが困難 しかし、消費者被害は、比較的被害が少額（数万から百数十万）のものが多く、それらは訴訟を提起すると費用倒れになってしまう。被害額が高額に及ぶ事案もあるが、消費者個人が訴訟を提起する労力も考えると、訴訟まで提起して被害回復を図ることは困難である。 3. 「新訴訟制度」（案）について 消費者の負担が軽くなる。 濫訴の心配はない。 (1) 裁判の第一段階目で事業者の責任がはっきりしてから、個々の被害者が手続に参加すればよくなる。	鳥取県生活協同組合連合会	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		特定適格消費者団体が、訴訟手続を迫行する。訴訟手続が二段階に分かれており、一段階目で共通義務（事業者が、相当多数の消費者に対して、消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、金銭支払義務を負うべきこと）の有無を争う。そこで、事業者側の責任が認められた場合にのみ、二段階目の手続に入り、被害者がそこから手続に参加して、簡易な手続で被害額を確定して救済が図られる。 (2) 費用負担も現在より低廉になる。 ①二段階目の手続は簡易なものになるので、費用も通常の訴訟に比べて低廉なものとなる。 ②弁護士への委任は、特定適格消費者団体が行う。特定適格消費者団体に、費用等を一定額払う必要はあるが、被害者ひとりひとりが弁護士に委任するよりも相当低額になる。 (3) この制度の手続迫行主体は、内閣総理大臣が認定する特定適格消費者団体に限定されている。また、対象事案も、共通義務を有し多数発生しているものであり、かつ、契約に関する財産事案を中心に適切な範囲を選定することになっているので、濫訴の心配はない。 ▶陳情事項 国会ならびに政府に対し、新訴訟制度について早期制定を求める意見書を、11月定例会で採択するようお願い申し上げます。	
24年－27 (24.11.26)	生活環境	湖山池高塩分化事業の中止と見直しについて ▶理由 2012年3月12日に湖山川の水門が開放され、鳥取市の湖山池はこの湖が少なくとも江戸時代中期以降一度も経験したことのない高濃度の塩分にさらされ（湖山池の本来の塩分は海水の1/20以下。事業計画では東郷湖なみの1/10～1/4にするというものだが、現在は1/4をさらに超えて1/3にも達している）、生物相は激変している。水門を開放するのだから湖山池が本来の塩分に戻る、つまり「汽水域の復元・再生」になると多くの	個人 (鳥取市)

福祉生活病院常任委員会・陳情

		市民が誤解している（鳥取県と鳥取市が共同で作成したパンフレットにそのような記述をされていることがこの誤解を助長している）が、1983 年の千代川の河口の改修により、湖山川はそれ以前の千代川の下流部から海（賀露港）に直結させられたため、水門を開放すると、湖山池は未経験の高濃度の塩分にさらされることになる。 このため、「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」によって鳥取県特定希少野生動植物に指定されているカラスガイはわれわれ専門家の意見をまったく無視して県が強行した移植と水門解放によって湖内に生息していた集団は絶滅した（「鳥取県希少野生動物の保護に関する条例」違反）。現在は周辺の流入河川にごく少数の個体が生残しているのが確認されているようだが、絶滅のおそれがきわめて高い状態である。湖山池からカラスガイが絶滅するということは、鳥取県から動物が1種絶滅するということを意味し、これが現実になれば、鳥取県は地方自治体がおこなった事業で地元の貴重な野生生物を絶滅させた全国初の自治体となる。 また湖山池には、多種の淡水貝類、淡水魚、鳥類、植物、トンボなどの水生昆虫などからなる豊かな生態系が成立していたが、これらも壊滅的な打撃を受けており、鳥取県の生物多様性は大きく損なわれている（生物多様性基本法違反）。この事業では環境アセスメントも動植物相の事前の調査もおこなわれておらず（環境影響評価法違反、鳥取県環境影響評価条例違反）、また水門開放以前にわれわれが当地の高い生物多様性について情報提供し、鳥取県の生物多様性保全にとってきわめて問題の多い事業であることを指摘していたにもかかわらず、県はこれを見無視して事業を強行した。この事業はその内容でも進め方でも鳥取県の環境行政に重大な問題を抱えており、この問題をこのまま放置しては鳥取県の環境行政・環境教育はまったく立ちゆかなくなる。 以上のような理由により、湖山池高塩分化事業を至急に見直し、塩分を湖山池本来の濃度（海水の 1/20 以下）に戻すようお願いするものである。また、水質管理については、ヒシ刈り取り船の導入などによってヒシ刈り取りのコストを軽減し、刈	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		り取ったヒシを水系外に持ち出すことで過剰有機物を除去するなど、塩分導入以外の方策の検討をお願いします。 なお、本事業の問題点は多岐にわたるが、その主要なものの詳細は以下のとおりである。 1) 湖山池の淡水性の絶滅危惧種（レッドデータブック掲載種、鳥取県ではここにしかない2種を含む）を絶滅させる 鳥取県のレッドデータブック（改訂版 2012）に掲載されている種で湖山池に生息する水生の動物は 16 種あるが（鳥類や陸上昆虫を含めるともっと多い）、これらの多くは本事業が目指していた東郷湖なみの塩分（海水の 1/10 ～ 1/4）では生息できない。湖山池の流入河川は少なく、あっても、短く水量が少ないのが特徴で、湖山池がこの塩分になると、これらの淡水性生物には逃げ場がなく、絶滅させる危険がきわめて高い。鳥取県は、この事業開始にあたって、アセスメントを実施しておらず、地元の動植物の専門家の誰にも何の相談もしていなかったため、これらのリストをもっていなかった。少なくとも 2012 年の 2 月までにはこのリストは県の担当者（生活環境部 水・大気環境課）には提供していたが、県はこれらについて何の対策もほどこさず、我々の意見を完全に無視して 3 月に事業を実施した。そして、これらの種の大半を絶滅させている（少なくとも淡水貝類 7 種は湖山池湖内では絶滅しているのを確認済み）。これは「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」（2001）に対する違反である。 2) 特定希少野生動植物のカラスガイの絶滅 鳥取県は 2001 年に策定した「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」において、動物 8 種、植物 33 種を鳥取県特定希少野生動植物として指定し、保護活動に携わる NPO 法人などの団体に補助金を支出して保護にあたってもらななどの活動をしている。この条例は当時、先進的な取り組みとして、近県から高い評価を得ていたものである。 カラスガイ（鳥取県レッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類 CR+EN）は、その特定希少野生動植物に指定された 8 種の	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		うちの一つである。環境省のレッドリスト（2012）では準絶滅危惧（NT）とランクはあまり高くないが、西日本ではその生息地は現在ではきわめて限定されており、中国地方近辺ではどの県でも残っている生息地はせいぜい1ヵ所か2ヵ所である。鳥取県では湖山池が唯一の残された健全な生息地であった。昨年（2011）、鳥取県生物学会の会員によって鳥取砂丘の多鯰ヶ池でも生息が確認されたが、当地ではブラックバスとブルーギルという捕食性外来魚の蔓延によりカラスガイが生育するのに必要なヨシノボリ類（カラスガイをはじめとするイシガイ類はすべての種がグロキディウムと呼ばれる幼生期を経るが、これはヨシノボリ類などの淡水魚に寄生生活を送る）が絶滅状態であるためか、幼貝が見つかっておらず、多鯰ヶ池での本種の存続は残念ながら見込みが薄い。したがって、湖山池のカラスガイが絶滅するということは、鳥取県から1種の動物が絶滅するということを意味すると考えていただいてよい。 湖山池のカラスガイの保護措置について、鶴崎は 2011 年 8 月 19 日に鳥取県生活環境部 水・大気環境課の課長ほか数名の訪問を受け、それ以後、イシガイ類に詳しい谷岡 浩氏（鳥取市）をまじえて何度か協議をおこなったが、県が提示してきた案は、1）他の池に移植する、2）湖山池内の塩分の低そうなところに移植する、といった、今日の生物保全の考え方では、まったく論外のものであったため、私と谷岡氏はそのような対策で湖山池のカラスガイを守ることは無理であると一貫して主張してきた。これは、県が提唱したこれらの案が、現在の生息地で保存するという生物保全の考え方の原則（各生物は進化の過程で、地域ごとに遺伝的分化を遂げていることがふつうで、生息地を人為的に移すことは慎まなければならない）に反するのみでなく、イシガイ類が、前述のように幼生が特定の魚類に寄生するという習性をもつため、移植がもともと非常に困難な動物であり、そのような移植が成功する見込みが非常に低い（実際に、他に、イシガイ類保護の目的でこれを移植して成功したという事例は聞かない）と判断されたからである。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		我々の反対を無視して、2012 年 3 月 8 日に、県は湖内から採集したカラスガイ 26 個体を長柄川（ここにはカラスガイの生息はもともと確認されていなかった）に移植したが、このような対策でカラスガイの集団を維持できるという理由はどこにも見当たらない。長柄川はカラスガイの生息がもともと確認されていなかった場所であり（そこに生息していないということは、生息に不都合な何かの理由があるからであり、いないところに移植して移植が成功したという事例はきわめて乏しい）、またわずか 30 未満の個体の移植で個体群が存続できると主張する人は生態学を少しでも学んだ者であれば皆無であろう（ふつうは、個体数が 500 を下回ると存続が危ないといわれる）。 県はこのような、まったく保護にもなっていない策で保護をおこなったと主張し、その結果、これらの移植個体は 2012 年 8 月上旬には全滅しているのが確認された。 なお、鳥取県は、カラスガイが絶滅しなければ「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に対する違反ではないと考えているようであるが、これは誤りである。この条例では 1 個体を許可なく捕獲や売買をしたのみで、罰金や懲役を科すというものであって、生息地を悪化させるだけで、違反であろう。県のこの行為には、カラスガイは絶滅してもしかたがない、という考え方がうかがえる。 3) 湖山池ならびに鳥取県全体の生物多様性の減少を招く 鳥取県と鳥取市が配布した湖山池将来ビジョンのパンフレット（2012 年 1 月発行）では湖山池の生物多様性が減少しており、逆に東郷湖の生物相が豊かであるかのような記述が見られるが、これは事実無根であって、種多様性は、鳥類、淡水魚、トンボ類、淡水貝、いずれの分類群においても湖山池のほうが東郷湖よりも 1.5 ～ 3 倍くらい高い。東郷湖なみの塩分（1/10 ～ 1/4）になると、淡水性の動植物は湖山池では生息できなくなり（たとえば、この塩分で湖山池から発生できるトンボは皆無であり、この点はおそらく他の水生昆虫の大半でも同様）、湖山池の生物多様性は著しく減少する。	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		県は、水産対象の魚介類とプランクトンと水生植物については湖山池に産する種のリストを事前に作成したようであるが、鳥類やトンボをふくむ水生昆虫についてはまったく、また淡水貝類についてもきわめて不十分にしか検討しておらず、地元の鳥取県生物学会、野鳥の会鳥取県支部などの会員からなる専門家にも何らの照会もしていない。これらのリストは水門開放前に、県の担当者に渡したが、県はこの点についても何の検討もせずに、事業を実施し、湖山池の生物多様性に壊滅的な打撃を与えている。 水門を開放すると、海産の種が入り込んでその分の種数が増えるという意見があるかもしれないが、これらは湖山池の本来の生態系にとっては、いわば外来種であり、これをカウントすべきではない。湖山池が海の環境に近づくことによって、地域間を移動したときに感じられる生物多様性（ベータ多様性という）は減少し、鳥取県全体の生物多様性も貧弱化することになる。この点は、湖山池の塩分を東郷湖と同様にすることでも生じる。島根県の水生生物が多様なのは、中海（塩分が海水の2分の1）と宍道湖（塩分は海水の10分の1）という塩分が異なる湖がそろっているためである。鳥取県も東郷湖（海水の1/10から1/4）と湖山池（海水の1/20以下）という塩分の異なる湖があるから鳥取県全体の生物・景観の多様性が生まれていると認識するべきである。 この事業はこれらへの認識を完全に欠いており、「生物多様性基本法（2008年制定）」に対する明白な違反である。 4) 塩分の変化という非常に大きな生態系の変化をとまなう事業であるにもかかわらず、何の事前調査も環境アセスメントもやっていない（「鳥取県環境影響評価条例」ならびに「環境影響評価法」違反） 湖山池の面積688haは、「鳥取県環境影響評価条例」や「環境影響評価法」でアセスメントをしなければならないと規定している100ha（鳥取県の条例の特別地域では75ha）をはるかに超えている。さらに湖山池は、特別地域に該当する。 今回の事業では工事を伴っていないが、これらの法律や	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		条例のそもそもの存在理由を考えれば、少なくとも自主アセスとしてアセスメントを実施すべきであったであろう。 ちなみに、国土交通省出雲河川事務所の島根県の大橋川の拡幅事業は、事業規模においてアセスメント対象でなかったにもかかわらず自主アセスとしてアセスメントをきちんと行なっている（鳥取県は、この事業のアセスメント結果についてかなりいろいろと意見や注文を言っていた）。5、6年前の岩美町の山林での風車建設事業計画でもアセスメント該当事業ではなかったが、猛禽類については自主アセスを行なっている。 5) 環境審議会の軽視 特別地域に該当する湖山池という大面積の地域の環境と生態系に著しい影響を与える事業であるにもかかわらず、環境審議会では何の審議もされていない。この審議会を規定している、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に対する違反でもある。 6) 県内の動植物の専門家の意見の無視 この事業の計画の話合いの段階で、地元の動植物の専門家は一人も委員会に呼ばれておらず、生息種や事業への意見聴取もなかった。このことが、湖山池の動植物相や生物多様性への無理解、多数のレッドリスト掲載種の存在を知らないままに県がこの事業を進めたことの最大の原因となっている。 また、カラスガイ保全案について水門開放以前から何度も相談を受けていた鶴崎と谷岡浩氏はこの事業の問題点を再三指摘したが、すべて無視された。問題点を指摘したパブリックコメントも完全に無視している。 7) 鳥取県民・鳥取市民に正しい知識・情報を与えていない この事業を進めるにあたり県は市民にアンケートをとって、東郷湖なみの塩分にあげることにより市民から多くの賛成意見をもらったとしているが、このアンケートは、この東郷湖なみの塩分というものは湖山池がこれまでに経験したことの	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		ない塩分であり、ここに古くから生息する動植物の生息に重大なダメージを与えることについて事前に何らの情報提供もしていないなかでおこなわれたものである。県の作成したパンフレットにはしきりにこの事業を「再生」「復活」とうたっており、本来なかったはずの水門を開けるのだから本来の塩分に戻ると誤解している市民が大半であろうと思われる。 また、カラスガイの移植個体の絶滅を報じた新聞などでも、「カラスガイの移植を専門家の意見を聞いて実施した」というような文言で回答しているが、私たちは鳥取県が提示した案に一度も同意しておらず、これは「カラスガイの移植について専門家の意見を聞いたが、専門家の意見を無視して、県の担当課だけの判断で実施した」というのが真実である。このように県の担当課はこの事業の問題点を市民・県民に伝えておらずきわめて不誠実である。 8) 山陰海岸ジオパークの世界ジオパーク再認定への影響 湖山池は山陰海岸ジオパークエリアの一部であり、湖山池の本来の自然環境を損なうことは、世界ジオパークの精神にも反する。湖山池の自然の正しい保全・教育活用がなされておらず、山陰海岸ジオパークの世界認定の見直しに悪影響をおよぼす。 9) 湖山池の自然について、今後、教育・文化面での活用ができない 現在(2012年)作成中の砂丘検定テキストブックでは、編集サイドから、湖山池の動植物についての解説を求められたが、現在このような状態であるので、これは書けなかった。今後も県がおこなったこのでたらめな事業に触れずして、この内容は書けないであろう。 鳥取県のレッドデータブックには次回改訂のおりには、カラスガイとニセマツカサガイの2種が「絶滅種」として掲載されるかもしれない。そのとき、絶滅の理由はこの事業であることが明記されることになる。レッドデータブックを発行して環境保全に生かさなければならぬ鳥取県が、このよう	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		なことをやって今度の環境行政は立ちゆかないことは明白である。 ▶要旨 (1) 湖山池の水門を直ちに閉じて、汽水化事業を中止すること。 (2) 淡水による湖水の水循環を図るよう千代川と湖山池の間に水路設置について検討を始めること。また水質浄化についてはヒシ刈り取り船の導入など塩分導入以外の方策の検討を始めること。		
24 年－ 28 (24. 11.26)	福祉保健	保育所・認定こども園基準の条例化について ▶陳情趣旨 鳥取県では、2010 年度から「子育て王国とっとり」事業に取り組み、子育て支援の推進を図っている。 王国の主人公は、“子どもたち”である。今を生きる子どもたちは、私たちの地域と鳥取の明日を担う主権者であり、無限の可能性を持った“私たちの宝”である。 保育所は両親が安心して働き、子どもの発達と生活を豊かに保障するために、また地域の子育て文化の拠点として子育て支援の大きな役割を担っている。そのためには、保育者には高い資質と専門性が必要とされ、保育の質的向上のための環境整備が急務となっている。 しかし保育の現場では、昭和 23 年に定められた保育所最低基準が基本的に現行の基準として運用され、貧しい保育予算の上に数々の規制緩和がすすめられてきた。その結果、保育士の非正規化がすすみ、乳幼児の発達の独自性をふまえて積み上げられてきた、保育内容や保育実践の敬称・質的向上が大きな課題となっている。 この度、鳥取県が保育所基準を条例で定めることになった。国基準では1歳児6人の子どもに対して1人の保育士配置基準となっているが、鳥取県では、保育関係者の強い要望を受けて、4.5 人の子どもで対応できる保育士配置の補助事業を続けてきたことが、保育現場では大変喜ばれている。	公的保育制度を守り豊かな保育をもとめる鳥取県実行委員会 外 4, 0 4 9 名	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		国の保育所最低基準を超えた鳥取県での保育所基準条例化が、保育の質的向上と安心・安全な保育に果たす役割は重大である。鳥取県が、「子育て王国」の名にふさわしい条例を制定され、子育てにかかる経済的負担軽減と自治体への財源保障を国にも求めながら、保育・子育て支援を行うための環境整備を行うことを求めて、以下について陳情する。 ▶陳情項目 【保育所基準について】 1、保育の質を担保するために保育士配置基準を引き上げ、配置に必要な予算措置をすること。特に1歳児 4.5 人に1人の保育士、3歳児 15 人に1人の保育士の受け持ち人数になるよう条例に定めること。 2、子どもの発達保障のために日々の体調管理と子どもの安心・安全を確保するために、3歳未満児受け入れの保育所には、看護師又は保健師の配置を必置とすること。 3、今後、新設・増設の保育所において、年齢ごとの保育室面積基準は国基準以上に改善し、その際、備品などを取り除いた空間を子どもの生活空間となるように算定すること。 【認定こども園の認定基準について】 1、県認定基準で、現在3歳以上児1クラス35人の児童数を30人に改善すること。 2、すべての子どもに温かく安全な給食が提供できるよう自園給食室（調理室）を必置とすること。		
24 年－ 29 (24. 11.26)	福祉保健	妊婦健診とヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防3ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を国に求める意見書の提出について ▶陳情趣旨 2012 年度で終了する妊婦健診の 14 回分の公費助成と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防の 3 ワクチンの公費接種事業が、2011 年 12 月に内閣官房長官、総務、財務、厚労の 4 大臣で合意された「2012 年度以降の子どものための手当等の取	新日本婦人の会鳥取県本部	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		扱いについて」(以下「4大臣合意」)により、それぞれが2013年度から一般財源化されると言われている。 妊婦健診の14回分が公費助成されたことで、「お金の心配しないで健診を受けられる」と各地で喜ばれ、2012年5月、厚生労働省予防接種部会で3ワクチンの定期接種化の方針がだされたことも歓迎されている。 しかし、妊婦健診も3ワクチンも4大臣合意に沿って、2013年度から一般財源化されれば、財政力の弱い市町村での負担はさらに増え、公費助成や公費接種事業が後退することになりかねない。2005年に就学援助制度で準要保護世帯に対して一般財源化されたことで、その後、事実上、準要保護世帯に対し就学援助給付を停止した自治体が増加した例をみても明らかである。 お金のあるなしにかかわらず、いのちと健康に差別があってはならない。今年度で終了する妊婦健診の公費助成、3ワクチンの特例基金による9割の公費助成を来年度もひきつづき継続、もしくは今年度と同水準の国負担による財政措置を求めるために、国に対して「妊婦健診と、ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチンへの2012年度と同水準の公費助成を国に求める意見書」を提出されるよう陳情する。 ▶陳情項目 1、妊婦健診の14回までの公費助成と、ヒブ、小児用肺炎球菌、子宮頸がん予防の3ワクチンの公費接種事業を、来年度以降も、今年度と同水準の公費助成で継続すること。		
--	--	--	--	--

企画県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
24 年ー 25 (24. 11.22)	警 察	八橋警察署御来屋駐在所の建替えについて ▶陳情理由 住民の安心・安全を確保することは、行政最大の使命であり、その中でも警察は、駐在所を通じて地元根ざした活動を行い、地域住民からの信望も厚く、長年にわたり地域の安心・安全に多大なる貢献を果たしてきた。 しかしながら、今日の犯罪件数の増加・多様化にも関わらず、合理性・効率性のための駐在所等の再編により、警察は地域から遠ざかりつつあるように感じられる。 鳥取県警察本部公表の資料によると、大山町における刑法犯認知件数は、平成 22 年の 46 件が平成 23 年は 89 件、窃盗犯認知件数は平成 22 年の 37 件が平成 23 年は 73 件と急増している。 また、激務を遂行する警察官の中でも駐在所警察官は、駐在所が交番兼自宅であり、公私を分ける休息は決して多くはない。そして、家族と共に日常を過ごす駐在所では、警察官の不在時に来客・電話等があれば、配偶者を主とする家族が対応しなければならず、捜査等のために警察官が来所すれば居住空間を開放する場合等もあり、その家族の負担も多大なものだと察する。 それにも関わらず、御来屋駐在所は建物の著しい老朽化により、その居住空間も蝕まれ、警察官の限られた僅かな休息の時間にも心を落ち着かせることができず、安定した駐在所運営に支障が出るのではと地域住民の心配は絶えない。 そして、県内の駐在所は、9 警察署に 87 ヲ所あり、築後 25 年以上経過し、老朽・狭隘化した駐在所について、順次建替え整備が行われているが、昭和 61 年 3 月に建設された御来屋駐在所も築後約 27 年が経過しようとしている。 御来屋駐在所より築後年数が経過している古い駐在所は、県内に 16 ヲ所、八橋警察署内に 1 ヲ所あることは承知しているが、現状を鑑みても、シロアリ被害で十数本の柱や居住空間の	大山町のぞみ区	

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		床下が蝕まれ、周辺住居への被害拡大も懸念されている当該駐在所について、この度、下記の事項を速やかに検討されるよう強く陳情する。 ▶陳情要旨 地域住民の安全・安心をより安定的に保障するため、八橋警察署御来屋駐在所は、現在の所在地付近で早急に建設地を選定し、建替え計画を進めること。		
24 年－ 26 (24. 11.22)	県土整備	総合評価落札方式の見直し案について ▶陳情の主旨 鳥取県の建設業者は鳥取県の経済と雇用を支え、社会資本整備を通じて、地域の調和や、技術開発に積極的に努めると共に、災害時には地域防災の要として、地域特性に応じた機動的な防災活動を行い、地域住民の生命・財産を守ってきた。 しかしながら、今や鳥取県の基幹産業である建設産業は非常に疲弊、衰退を招き、各企業とも安定した経営を持続することができない状況に陥り、雇用の維持が難しく、新規雇用もできず、地域社会の窮乏と衰退に直結する問題となっている。 こうした中、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領は、平成 20 年 4 月 1 日施行以来毎年の如く改正され、この度、抜本的改正の銘のもと数回目の改正案が 11 月 7 日提示された。 この度の改正では、雇用を総合評価落札方式に組み入れる案となっているが、甚だ遺憾である。私ども建設業協会は雇用を否定するものではない。逆に非常に重要な問題であると捉え、雇用対策に積極的に取り組んで参った。 しかしながら、前述のように各企業とも経営環境が芳しくなく、人員整理をしたくても、何とか現状維持の雇用体制で頑張っていることをご理解いただきたい。 今回の施策を導入されると、高齢者、高年者が押し出されリストラとなる。そもそも雇用は各企業の経営力に委ねるものであり、評価するとすれば経営事項審査項目に取り入れるべきであり、入札制度に取り入れるべきではないと思量する。	社団法人 鳥取県建設業協会	

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		▶陳情項目 建設業界の実情を賢察の上、下記について賢明なる対応方宜しく願いたい。 記 総合評価落札方式の見直し案中、新規施策としての雇用項目は、地域産業の保護・育成や建設業の健全な維持・発展を図るため、廃止すること。		
24 年－ 32 (24. 11.26)	企 画 関連陳情 教 育 24 年－ 32	公立・私立とも就学支援金制度の拡充を求めることについて ▶陳情趣旨 2010 年度から始められた「高校無償化」は、憲法のいう「教育の機会均等の保障」を具現化するものとして、また、長年の父母・国民のねがいに応えた政策として大いに歓迎されるものである。高校教育は義務教育ではないものの、高等学校等の進学率は約 98 %に達し、国民的な教育機関になっており、今日では高校教育は実質的に義務教育に含まれるといっても過言ではなく、当然の施策とも言える。 高校教育の一翼を担う私立高校については、「無償化」ではなく、就学支援金として、年収 250 万円（鳥取県では 350 万円）以下の低所得世帯の生徒については、237,600 円が助成されている。しかし、私立高校生が実際に支払う授業料（施設設備費含む）は、平均約 42 万 8 千円（2010 年度子どもの学習費調査）で、無償化と呼ぶにはあまりにも高額な授業料が残されている。 長引く不況による勤労者所得の減少によって、「子どもの貧困」が問題になり、とりわけ私立高校生の世帯にとっては高い授業料が家計を圧迫している。また、都道府県によっては公立高校の「留年生」「既卒者（再入学者）」から授業料を徴収している自治体がある。 ▶陳情事項 教育の機会均等の保障という観点から、下記事項について陳情する。	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会 外 1, 252 名	

企画県土警察常任委員会・陳情

企画県土警察常任委員会・陳情

		公立高校の授業料不徴収ならびに私学の就学支援金制度を拡充するよう国に働きかけること。		
24 年－ 34 (24. 11.26)	企 画	私立高校の授業料助成制度の創設について ▶陳情趣旨 県内でも経済格差の広がりによって、経済的困難を抱える家庭が増えている。特に、私立高校に子どもを通わせる家庭にとって、その学費は大きな負担となっている。 生徒納付金が県内公立高校では年平均約 16 万円に対し県内私立高校では年約 45 万円と、大きな格差がある。公立高校の授業料無償化に伴って、私学へは就学支援金という形で助成措置がなされているが、決して十分ではなく、授業料を除く納付金の公私の格差は約 17 万円～ 29 万円と依然大きな開きがある。そのため、国の措置だけではなく、県独自の助成制度が必要と考える。 ▶陳情事項 高校での教育を希望する生徒たちが経済的理由によって、その希望を断念させられることのないよう、また、県内すべての生徒たちに高校教育の機会を保障するために、次のことを要望する。 私立高校の学費負担を軽減するために、県独自の授業料助成制度を創設すること。	鳥取県ゆきとどいた教育をすすめる会	外 1, 252名

企画県土警察常任委員会・陳情